

# 令和4年版 土地家屋調査士六法

## 追 録

- 1 法改正情報…………… 2頁
- 2 訂正情報…………… 8頁

# 1 法改正情報

本追録は、「令和4年版土地家屋調査士六法」の編集基準日である令和3年9月1日以降、令和4年4月1日（令和4年度土地家屋調査士試験の法令基準日）までの間に施行された収録法令等の改正を対象としています

※下線部分（          ）が改正部分です。

※改正前・改正後の条文中、（省略）と記してあるのは、改正がないため省略している部分です。

## ■法務局における遺言書の保管等に関する法律

該当頁	改正前	改正後
252頁 右段 15条	<p><b>第15条（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）</b></p> <p>遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第4章の規定は、適用しない。</p>	<p><b>第15条（個人情報の保護に関する法律の適用除外）</b></p> <p>遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第5章第4節の規定は、適用しない。</p>

## ■所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

該当頁	改正前	改正後
318頁 左段 2条 ③ 七	<p><b>第2条（定義）</b></p> <p>①（省略） ②（省略） ③（省略）</p> <p>一～六（省略）</p> <p>七 住宅（被災者の居住の用に供するものに限る。）の整備に関する事業であって、災害（発生した日から起算して3年を経過していないものに限る。次号イにおいて同じ。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する市町村の区域内において行われるもの</p>	<p><b>第2条（定義）</b></p> <p>①（省略） ②（省略） ③（省略）</p> <p>一～六（省略）</p> <p>七 住宅（被災者の居住の用に供するものに限る。）の整備に関する事業であって、災害（発生した日から起算して3年を経過していないものに限る。次号イにおいて同じ。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域内において行われるもの</p>
八	<p>八 購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業であって、次に掲げる区域内において行われるもの</p>	<p>八 購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業であって、次に掲げる区域内において行われるもの</p>
イ	<p>イ 災害に際し災害救助法が適用された同法第2条に規定する市町村の区域</p>	<p>イ 災害に際し災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町</p>

	□ (省略) 九～十 (省略) ④ (省略)	村の区域 □ (省略) 九～十 (省略) ④ (省略)
--	------------------------------	--------------------------------------

■ 不動産登記法

該当頁	改正前	改正後
458頁及び1078頁155条	<p><b>第155条 (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)</b></p> <p>登記簿等に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。)については、<u>同法第4章の規定は、適用しない。</u></p>	<p><b>第155条 (個人情報の保護に関する法律の適用除外)</b></p> <p>登記簿等に記録されている保有個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)については、<u>同法第5章第4節の規定は、適用しない。</u></p>
461頁右段4条④	<p><b>第4条</b></p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 第1項の閉鎖登記簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。)については、<u>同法第4章の規定は、適用しない。</u></p>	<p><b>第4条</b></p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 第1項の閉鎖登記簿に記録されている保有個人情報(個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)については、<u>同法第5章第4節の規定は、適用しない。</u></p>

■ 不動産登記規則

該当頁	改正前	改正後
525頁～526頁72条②	<p><b>第72条 (資格者代理人による本人確認情報の提供)</b></p> <p>① (省略)</p> <p>② 前項第3号に規定する場合において、……有効なものに限る。</p>	<p><b>第72条 (資格者代理人による本人確認情報の提供)</b></p> <p>① (省略)</p> <p>② 前項第3号に規定する場合において、……有効なものに限る。</p>
二	<p>一 (省略)</p> <p>二 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、<u>国民年金手帳(国民年金法(昭和34年法律第141号)第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。)</u>、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦</p>	<p>一 (省略)</p> <p>二 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、<u>基礎年金番号通知書(国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。)</u>、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健</p>

<p>傷病者手帳であつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上の提示を求める方法</p> <p>三（省略） ③（省略）</p>	<p>福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上の提示を求める方法</p> <p>三（省略） ③（省略）</p>
--	--

■不動産登記事務取扱手続準則

該当頁	改正前	改正後
<p>594頁 右段 33条 ⑤</p>	<p><b>第33条（登記官による本人確認）</b> ①～④（省略） ⑤ 登記官は、文書等の提示を求めた場合は、提示をした者の了解を得て、当該文書（国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証）にあつては被保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等、船員保険法（昭和14年法律第73号）第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等、健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、<u>国民年金手帳（国民年金法（昭和34年法律第141号）第13第1項に規定する国民年金手帳をいう。）にあつては基礎年金番号（同法第14条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）</u>が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人</p>	<p><b>第33条（登記官による本人確認）</b> ①～④（省略） ⑤ 登記官は、文書等の提示を求めた場合は、提示をした者の了解を得て、当該文書（国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証）にあつては被保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等、船員保険法（昭和14年法律第73号）第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等、健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き、<u>基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）</u>にあつては<u>基礎年金番号（国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）</u>が記載された部分を除き、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する</p>

<p>番号カードをいう。)にあつてはその裏面を除く。)の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、文書の種類、証明書番号その他文書特定することができる番号等の文書の主要な内容(保険者番号及び被保険者番号等記号・番号、基礎年金番号並びに個人番号(同条第5項に規定する個人番号をいう。)を除く。)を本人確認調書に記録すれば足りる。</p>	<p>る法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)にあつてはその裏面を除く。)の写しを作成し、本人確認調書に添付するものとする。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、文書の種類、証明書番号その他文書特定することができる番号等の文書の主要な内容(保険者番号及び被保険者等記号・番号、基礎年金番号並びに個人番号(同条第5項に規定する個人番号をいう。)を除く。)を本人確認調書に記録すれば足りる。</p>
--	---

■農地法施行規則

該当頁	改正前	改正後
<p>701頁 左段 27条 —</p>	<p>第27条(市街化区域内の農地を転用する場合の届出書の記載事項) 令第3条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 届出者の氏名、住所及び職業(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名) 二～五(省略)</p>	<p>第27条(市街化区域内の農地を転用する場合の届出書の記載事項) 令第3条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 二～五(省略)</p>

■土地家屋調査士法

該当頁	改正前	改正後
<p>856頁 左段 3条 先例7 の追加</p>	<p>右の先例を追加してください。</p>	<p>7 § 土地の筆界を明らかにする業務には、「土地の所有者等の依頼を受けて、土地の筆界に関する資料の収集その他の調査を行い、土地の筆界を明らかにする業務のうち、登記の申請を伴わない」ものも、当該業務に含まれる。(令和3・4・30民二第763号依命通知)</p>

■登録免許税法施行令

該当頁	改正前	改正後
<p>918頁 ～919 頁 28条 ①</p>	<p>第28条(現金納付の場合の収納機関の指定) ① 法務局又は地方法務局長は、その指定する登記所においてつかさどる登記又は登録に係る登録免許税で法第21条又は第23条第1項(これらの規定を法第24条の2第3項及び第35条第4項の規定により読み替え</p>	<p>第28条(現金納付の場合の収納機関の指定) ① 法務局又は地方法務局長は、その指定する登記所においてつかさどる登記又は登録に係る登録免許税で法第21条又は第23条第1項(これらの規定を法第35条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</p>

	て適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により納付すべきものについて必要があると認める場合には、その収納機関(日本銀行及び国税の収納を行うその代理店をいう。以下この章において同じ。)を指定することができる。 ②～③ (省略)	次項において同じ。)の規定により納付すべきものについて必要があると認める場合には、その収納機関(日本銀行及び国税の収納を行うその代理店をいう。以下この章において同じ。)を指定することができる。 ②～③ (省略)
919頁 左段 29条	<b>第29条 (印紙納付ができる場合)</b> 法第22条(法第24条の2第3項及び第35条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 登記所の近傍に収納機関が存在しないため当該登記所においてつかさどる登記又は登録に係る登録免許税を法第21条(法第24条の2第3項及び第35条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付することが困難であると法務局又は地方法務局長が認めてその旨を当該登記所に公示した場合 二～三 (省略)	<b>第29条 (印紙納付ができる場合)</b> 法第22条に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。  一 登記所の近傍に収納機関が存在しないため当該登記所においてつかさどる登記又は登録に係る登録免許税を法第21条(法第35条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付することが困難であると法務局又は地方法務局長が認めてその旨を当該登記所に公示した場合 二～三 (省略)
919頁 右段 31条 ① 一 ② 四 ③ 四	<b>第31条 (過誤納金の還付等)</b> ① 法第31条第1項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 納付した登録免許税の額が過誤納となつた理由が法第31条第1項各号に掲げる <u>事実のうちいずれに該当するか</u> の区分及び当該事実 <sup>に</sup> 該当することとなつた日 二～六 (省略) ② (省略) 一～三 (省略) 四 前項第2号及び第5号に掲げる事項  五～六 (省略) ③ 法第31条第6項の規定により同項の通知をすべき旨の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を <u>登記等を受けた登記機関</u> に提出しなければならない。 一～三 (省略) 四 当該登録免許税を納付した収納機関の	<b>第31条 (過誤納金の還付等)</b> ① 法第31条第1項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 納付した登録免許税の額が過誤納となつた理由が法第31条第1項各号に掲げる <u>場合のいずれに該当するか</u> の別及びその該当することとなつた日 二～六 (省略) ② (省略) 一～三 (省略) 四 前項第2号に掲げる事項(法第24条の3第1項の規定により納付の委託をした場合にあっては、その旨)及び前項第5号に掲げる事項 五～六 (省略) ③ 法第31条第6項の規定により同項の通知をすべき旨の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を <u>同項の登記等に係る登記機関</u> に提出しなければならない。 一～三 (省略) 四 当該登録免許税を納付した収納機関の

④	<p>名称及び納付した日</p> <p>五～六（省略）</p> <p>④ 法第31条第6項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 納付した登録免許税に係る登記等を受けることをやめる日及びその理由</p> <p>二 <u>前項第3号及び第4号に掲げる事項（右段を新設）</u></p> <p>三 法第31条第6項の通知をする登記機関の官職及び氏名</p> <p>四 当該登録免許税に係る登記官署等の名称及びその所在地</p> <p>五 法第31条第6項に規定する請求（同条第7項の規定により請求があつたものとみなされる場合を含む。）があつた旨及び当該請求があつた日並びに前項第5号に掲げる事項</p>	<p>名称及び納付した日（<u>法第24条の3第1項の規定により納付の委託をした場合にあっては、その納付をした日</u>）</p> <p>五～六（省略）</p> <p>④ 法第31条第6項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 納付した登録免許税に係る登記等を受けることをやめる日及びその理由</p> <p>二 <u>前項第3号に掲げる事項</u></p> <p>三 <u>当該登録免許税を納付した収納機関の名称及び納付した日</u></p> <p>四 法第31条第6項の通知をする登記機関の官職及び氏名</p> <p>五 当該登録免許税に係る登記官署等の名称及びその所在地</p> <p>六 法第31条第6項に規定する請求（同条第7項の規定により請求があつたものとみなされる場合を含む。）があつた旨及び当該請求があつた日並びに前項第5号に掲げる事項</p>
---	---	---

■ 地方税法

該当頁	改正前	改正後
929頁 右段 422条 の3	<p>第422条の3（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）</p> <p>市町村長は、第410条第1項、第417条、第419条第2項又は第435条第2項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、<u>その基準年度の価格又は比準価格を、</u>遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。</p>	<p>422条の3（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）</p> <p>市町村長は、第410条第1項、第417条、第419条第2項又は第435条第2項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、<u>その基準年度の価格又は比準価格その他法務省令で定める事項を、</u>遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。</p>

## 2 訂正情報

「令和4年版 土地家屋調査士六法」にて訂正箇所がありました。ご利用くださいました方には、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、訂正くださいますようお願いいたします。  
※アンダーライン（ \_\_\_\_\_ 下線）部分が訂正部分です。

該当頁	訂正前	訂正後
166頁 左段 判例 2	<p><b>判例</b></p> <p>1（省略）</p> <p>2 民法653条は，委任者が破産手続開始の決定を受けたことを委任の終了事由として規定するが，これは，破産手続開始により委任者が自らすることができなくなった財産の管理又は処分に関する行為は，<u>委任者</u>もまたこれを行うことができないため，……</p>	<p><b>判例</b></p> <p>1（省略）</p> <p>2 民法653条は，委任者が破産手続開始の決定を受けたことを委任の終了事由として規定するが，これは，破産手続開始により委任者が自らすることができなくなった財産の管理又は処分に関する行為は，<u>受任者</u>もまたこれを行うことができないため，……</p>

## 令和4年版 土地家屋調査士六法 追録

令和4年7月1日 発行  
東京法経学院  
〒162-0845  
東京都新宿区市谷本村町3-22  
ナカバビル1階

7304092—2207